

令和３年度第２９回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和３年７月１日（木）１３：３０～１５：４０
場所	鈴鹿市保健センター すこやかホール
出席委員	田口 鉄久，駒田 幹彦，日置 尚代，井ノ口 智士，小川 直大， 林 和枝，中瀬 弦偉，服部 高明，垣内 春子，近藤 真奈美，古 市 博信，田中 成美，田城 朋子，岡田 聖子，柴田 直樹，村田 宜彦 (計１６名)
事務局等	子ども政策部長（伊藤），子ども政策部次長（長尾），子ども政策課長 （三井），子ども政策課総務 GL（横木），子ども政策課総務 G（大西， 尾崎），子ども政策課子ども福祉 GL（柳井谷）， 子ども育成課長（善福），子ども育成課保育幼稚園 GL（富尾）， 子ども家庭支援課長（白木），子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久 保），子ども家庭支援課発達支援 GL（匹田），子ども家庭支援課教育 相談 GL（松岡）， 教育指導課長（西村） 健康づくり課長（中川），母子保健 GL（清水） 文化振興課長（中川），文化振興課生涯学習 GL（行方）
傍聴者	３人
資料	(1)事項書 (2)資料１・２ (3)委員名簿
備考	

事務局	１ 開会 ・事務局挨拶（司会進行） ・委員の出席状況（出席者１６名）
事務局（子ども政策部長）	皆さん，こんにちは。子ども政策部長の伊藤でございます。 本日はお忙しい中，「鈴鹿市子ども・子育て会議」に御出席いただき，ありがとうございます。また，田口会長をはじめ，委員の皆様におかれましては，平素より本市の子ども・子育て施策の推進に御理解と御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。 令和２年１月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者

	発生の報告があり、約一年半が経過をいたしました。この間、学校の休業を始めとして、緊急事態宣言等による様々な制約や日常生活における自粛など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、皆様におかれましては、それぞれのお立場で本市の子どもたち、また子育て家庭を支援する取組を推進していただいていることに、改めまして敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。 新型コロナに関しては、現在ワクチン接種に関することが、多くの皆様の関心事であると思います。市内のワクチン接種の状況でございますが、市のホームページにも載っておりますけれども、6月30日現在で、高齢者の方やエッセンシャルワーカーなど約43,700人が1回目の接種を終えており、保育士や放課後児童クラブの支援員の方へのワクチン接種についても、関係者の皆様と連携しながら進めているところでございます。 さて、4月から新年度に入りまして、本市の令和3年度予算もスタートしております。子ども政策部におきましても、様々な事業に取り組んでおりますが、今年度、新規、あるいは拡充する事業といたしましては、私立の保育所等の保育士や私立幼稚園の先生に対する処遇の充実・資質向上を目的とした補助事業をはじめ、合川保育所の長寿命化改修工事を進めるための事業、また、今年度より3つの小学校区で3か所新設し、市内合計で50か所での設置となりました放課後児童クラブの運営に係る事業、また、今年度から2か所目がスタートしましたひとり親家庭の児童に対する学習支援事業などがございます。更に令和3年度に入ってから、国の制度に基づきまして、子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業などについて、補正予算での対応を行っているところでございます。 さて、子どもの権利を保障するために定められた国際人権条約である「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」の4つの権利を掲げております。本市におきましても、鈴鹿市の最高条例であります「鈴鹿市まちづくり基本条例」の第6条に子どもの権利の条項を設け、この4つの権利を掲げるとともに、これらの子どもの権利を理念に止めず、具体的な施策や市政に生かしていくため、「第2期鈴鹿子ども・子育て支援事業計画」において、子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援していくことを明記し、具体的な施策を着実に推進していくこととしております。 本日、皆様に御議論いただきます事業つきましても、この「子ども・
--	--

	子育て支援事業計画」に基づき、実施しているものでございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの貴重な御意見をいただければ幸いです。 結びに、コロナ禍の終息については、依然として先行きが不透明な状況ではございますが、今後も皆様をはじめ、本市の子育て支援に携わる方々と連携しながら、子どもたちを健やかに育み、安心して子育てができる環境整備に取り組んで参りますので、引き続き御支援を賜りますようお願いいたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
事務局	次に今回は、令和3年度に入りまして最初の会議となりますが、本年4月1日付けで3名の委員の方の変更及び1名の委員の方の加入がございましたので、御報告させていただきます。 まず、これまで鈴鹿私立保育連盟から選任をいただいております青木啓道委員、鈴鹿市無認可保育園連絡協議会から選任をいただいております伊藤智美委員、鈴鹿児童相談所から選任をいただいております山本智佳央委員が令和3年3月31日付けで委員を退任され、新たに4月1日付けで鈴鹿私立保育連盟から中瀬弦偉氏、鈴鹿市無認可保育園連絡協議会から垣内春子氏、鈴鹿児童相談所から村田宜彦氏に本会議の委員に就任いただいております。 また、同じく4月1日付けで鈴鹿市放課後子ども教室の地域コーディネーターを務めていただいております古市博信氏に本会議の委員に加わっていただいております。 それでは、中瀬様・垣内様・村田様・古市様の順で自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
中瀬委員	鈴鹿私立保育連盟で今年から会長をさせていただきます「ながさわ保育園」の中瀬と申します。よろしくお願いいたします。
垣内委員	無認可保育園の垣内春子でございます。よろしくお願いいたします。
村田委員	鈴鹿児童相談所家庭児童支援課長の村田でございます。よろしくお願いいたします。
古市委員	鈴鹿市放課後子ども教室の「清和のもり」からです。コーディネーターの古市博信です。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。子ども・子育て会議におきまして、貴重な御意見を頂戴いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

	次に事務局も人事異動により、変更がございましたので、全員自己紹介をさせていただきます。 ・事務局自己紹介 ・資料確認 それでは、新しく委員になられた方もおみえになりますので、はじめに「子ども・子育て会議」について、御説明いたします。 「鈴鹿市子ども・子育て会議」は、「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること」、「子ども・子育て支援事業計画に関すること」、「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進、実施状況に関すること」について審議する機関として、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置されております。 具体的に申しますと、「利用定員の設定に関すること」につきましても、保育所や保育園・幼稚園の利用定員、つまり受入れが可能な児童の数の設定や変更に関することを御審議いただきます。 また、「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、平成27年3月に策定しました「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が平成31年度で終了したことに伴い、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定いたしました。 また、本日の議事ともなっております、本市の子ども・子育て支援施策の実施状況につきましても、毎年度それぞれ専門的なお立場から御意見をいただいているところでございます。 本日の議事内容につきましても、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ここからの議事進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	改めまして、皆さんこんにちは。7月に入りまして、夏本番というところかなと思ったのですが、まだまだ梅雨本番でありまして、大変変化の多い気候になっています。 お忙しい中、本会議に臨んでいただきありがとうございます。また、今回新たに加わっていただきました委員の皆様方、そしてこれまでの委員の皆様方、十分御意見を反映していただきながら、ここで鈴鹿市の子ども・子育て支援のための施策に反映させていきたいというふうに思います。また事務局の体制の方も大きく変わっていただき、力強く支えていただけるというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

	それでは早速なのですが、最初の議事であります「令和２年度 鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について」というところで、事務局の方からの御報告をお願いしたいと思います。これは「第２期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、主に昨年度実施していただいたところを本年度、進捗状況・課題等を確認していきたいというふうに思うところです。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、資料の説明をさせていただきます。 資料１の１ページをお開きください。昨年３月に新たに策定いたしました「第２期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を【鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～】としまして、基本目標、施策目標を設定しております。 資料１の１ページ下段の量の見込みの設定につきましては、国が示す算出方法により設定を行っております。 次に２ページを御覧ください。ここからは各事業の実施状況でございます。平成３１年度と令和２年度の実績を記載してございます。事業を所管いたします担当課長より、資料順に御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局（子ども育成課長）	それでは、２・３ページの「２ 教育・保育事業」について、説明させていただきます。 まず「（１）令和２年度の実施体制」につきましては、記載のとおり公立幼稚園は１１園、うち１園は休園してございました。保育所・保育園は公立１０園、私立２７園の合計３７園。認定こども園は私立の５園。私立幼稚園は私立の６園でございます。 続きまして「（２）入所（園）児数の状況」でございます。平成３１年度と比べ、令和２年度の表の２号認定部分に変更しておりますので、御説明いたします。２号認定とは、共働きの家庭など保育の必要があると認められた児童のことですが、令和元年１０月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、幼稚園を利用する児童で、保育の必要があると認められた場合、預かり保育等の費用などの給付費を受けることができる教育ニーズと保育園を利用している児童の保育ニーズに分けて表示しております。 教育ニーズにつきましては、幼稚園や認定こども園を利用する児童で、就労等で保育が必要となる日数が少なく、通常は在籍する幼稚園

	などの平常の利用時間などで事足りますが、ときどき預かり保育や認可外保育施設を利用する利用者のことを言っております。 0歳、1・2歳の保育ニーズとなる3号認定の利用者は、平成31年度は合算ですけれども1,955人、令和2年度は1,945人で、10人の減少。3～5歳の教育・保育ニーズとなる1号・2号認定の利用者は、平成31年度は4,966人、令和2年度は4,823人の計143人の減少となり、全体で153人減少しております。 人口減少により、全体的に利用者は減少傾向にはありますが、施設別での利用者を比較しますと、公立幼稚園が平成31年度の505名から令和2年度の406名と、99名の大幅な減少となっており、幼児教育・保育の無償化による影響があるのではないかと考えられます。 令和2年度の表を御覧ください。「A 量の見込み」と「B 実績値」の比較でございますが、「E 差引(A-D)」の欄にありますとおり、2号認定(保育ニーズ)及び3号認定において、量の見込みを超える利用実績となっております。Fの欄にありますとおり、3号認定については、実績値は「B 確保方策」の範囲内には収まっておりますが、2号認定の保育ニーズについては、確保方策を10人上回った実績となっております。 こちらの確保方策の見直しにつきましては、前回子ども・子育て会議で御報告しましたとおり、定員の変更を行った園が3園ございまして、令和3年4月から、こちらの認定につきましては合計48人の定員が増加するような状況となっております。本計画における確保方策の数値については、今後も中間見直しが行われる場合に、更新することを検討したいと考えております。 全体として、概ね確保方策の範囲内では収まっておりますが、地域においては年度途中の需要に応えるため、部屋面積・保育士の配置などの運営基準を順守した上で、利用定員を超えて園児の受入れを行う弾力的な運用により対応していただいているような状況でございます。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 それでは今、御報告いただきました「2 教育・保育事業」に関わるのところ、主に2～3ページにわたりますけれども、この御説明あるいは現状ですね、ここらを踏まえて、御意見等を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

服部委員	まず、２～３ページにわたります１号認定の件につきましてですが、現状、１号認定の中に新２号（認定）というカテゴリーがあるかと思えます。就労がある１号認定の保護者の方のお子さんが、新２号（認定）になるかと。２号（認定）は純粋に保育所に該当する園児さんになるかと思うのですけれども、その新２号（認定）の割合というのはあまり書いていないのですけれども、これはやはり１号認定で括っておかれるものなののでしょうか、今後も含めて。
会長	ちょっと実態を教えていただきたいのですけれども、新２号（認定）のお子さんは、園においてはどのような過ごし方をされるのか。概要だけで結構です。
服部委員	ざっくり言うと、２号認定のお子さんと一緒に。ほぼ一緒。ただ、新２号（認定）のお子さんは、保育園の通常の２号（認定）にもなり得るお子さんというところで。ちょっと微妙なところなのですけれども。その辺の数はどんなものだろうと思いました。
会長	先程の事務局の御説明の中で、２号認定については教育ニーズと保育ニーズに分けて報告をいただいているわけなのですけれども、今、服部委員のおっしゃったのは、１号認定の中にもいわゆる新２号（認定）と言われる、保育というか預かりを御希望される、そういう方もおみえなので、その割合というのは把握できるだろうかということがあります。
事務局（子ども育成課長）	御質問いただいた新２号（認定）と言われる、給付に関する手続きの申請をされた方という部分だと思われるのですけれども、こちらの表で見ていただくと、令和２年度の方では「３３６」という、この数字が把握できている数字となっておりますので、こちらが新２号（認定）の対象であります。
会長	「３３６」というのはどこに。
事務局（子ども育成課長）	すみません。令和２年度の支給認定区分の列の「Ｄ 実績値」を御覧いただけますか。こちらの「未移行の私立幼稚園」、こちらの方が「３３６」という数値になっております。
会長	「未移行の私立幼稚園」の所の「３３６」が、１号認定における預かり保育の対象の子どもさんだと。
事務局（子ども育成課長）	いわゆる新２号（認定）と呼ばれるものの数字で、把握しているものとなります。
会長	はい。ということでよろしいでしょうか。

	ということで、１号認定のお子さんの中にも保育を必要とされる方、そういう方への対応がなされているということが今の御意見、御回答の中で示されました。更にいかがでしょうか。 それでは、私の方から一点なのですけれども、先程も御説明がありましたが、令和２年度の２号認定における保育ニーズを求めてみえる方が、差引なのですけれども、「１０」そのニーズに応えられないという状況があるわけなのですけれども、一般的に言いますと、０・１・２（歳）、この部分での保育ニーズに対応しきれないという状況が、他市等においてもよく聞かれます。しかしながら、２号認定において、こういう状況が生じるということはあまりないように思うのですけれども、その点、なぜこういう状況が生まれたのかというところをお示しいただきたいと思います。
事務局（子ども育成課長）	こちらの数字の話につきましては、現状のお話からまずさせていただきますと、前回の３月２６日のこちらの会議の方でもちょっと御説明申し上げたところなのですけれども、市内の認定こども園化される部分と従来の保育園の方での入組みの変更ということもございまして、実情としましては、こちらの部分につきましては「４８」増えていると先程お話をさせていただいたのですけれども、去年の計画の段階の数字がそのまま認可されておりますので、どうしても実績とずれが出てしまったというのが現状でございます。 ということもございまして、こういった数値は計画値で次年度以降も同じ数字が全部並んでいるのですけれども、どうしてもその変動にこういう形で対応していけない部分があると、マイナスがやはり出てきてしまうということもございしますので、次年度以降の見直し等でそこら辺は修正を掛けていきたいと考えております。今年につきましては申し訳ございません。昨年度３月に御報告させていただいた増えた数字が反映しておりませんので、このようなマイナスという形が出ております。
会長	実態としては、入れなかったお子さんはいないというふうに捉えてよいわけですね。
事務局（子ども育成課長）	はい、そうです。
会長	了承いたしました。 そのほか、いかがでしょうか。 もう一点、お尋ねをさせていただきます。３ページの「(３) 今後の

	方向性」の2行目なのですけれども、やはり低年齢の受入れというところに随分、御苦労いただいているというふうに思います。その2行目のところで、「特に低年齢児に関しては、弾力的な運用による対応が続いてきました。」ということなのですけれども、この「弾力的な運用」ということについての御説明をお願いしたいと思います。
事務局（子ども育成課長）	こちらにつきましては、定数で見た場合についてはマイナスという形があるのですけれども、園の中の保育をしていただく場所の部屋面積であったりとか、保育士の配置というふうに対応できるということであれば、その部分で御協力、御努力をいただいて、その部分をカバーしていただいた内容を「弾力的な運用」というふうに私どもは理解しております。 ですもので、そういった部分も含めて、定員の増減があった場合については、先程の計画の方の御紹介にもございましたけれども、定員確保のための運用であったりとか、そういったものを今後も考えていく必要があるかと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。 このような弾力的運用の中での困難性とか、そういうところは現場の方ではどうでしょうか。恐らく、かなり御努力をいただいている部分かなと思うところなのですけれども。 中瀬委員、ここらについてはどのように受け止めておられるでしょうか。
中瀬委員	先程、(子ども育成)課長の方から御説明があったように、面積だとか、いわゆる保育士不足も含めて、なかなか面積をしっかりと持っていたとしても保育士が足らなくて受け入れられないですとか、逆に部屋を移動させたりとかしながら、保育士をしっかりと充てて想定以上の子どもを預かったりということで、弾力的な対応はさせていただいているのかなというふうに考えております。
会長	ありがとうございます。 このような努力があって、いわゆる待機児童等が生じないという形を取っていただいているかと思います。ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。では、また課題等が出ましたら、後に戻っていただいて結構ですので、先に進めさせていただきたいと思います。 続いて、「3 地域子ども・子育て支援事業」、これについての御説明をよろしくお願いします。

事務局（子ども育成課長）	それでは、4 ページを御覧ください。「3 地域子ども・子育て支援事業」の「(1) 時間外保育事業（延長保育事業）」につきましては、保育認定を受けた子どもについて、日常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所・認定こども園等で保育を行う事業でございます。 令和2年度の実施体制としましては、私立保育園24園と私立認定こども園3園で実施をいたしました。実施状況としましては、平成31年度・令和2年度ともに、利用実績が確保方策を下回っておりますが、依然として利用数は多い状況でございます。 昨年度については、4月・5月の利用者が少なくなっておりますが、令和2年4月2日から5月31日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため、緊急事態宣言など登園自粛要請を実施していた影響もあったのではないかと考えております。 今後の方向性としてしましては、保護者の方の就労形態が多様化している現状を踏まえ、今後も利用者の方が増加する可能性もありますことから、継続して事業を実施していきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、この件につきまして、御質問・御意見等を頂戴したいと思います。 再び中瀬委員にお尋ねをしたいのですけれども、時間外と言いますと、どこらを時間外と言っているのでしょうか。
中瀬委員	保育標準時間ですと、午前7時半から午後6時半までになってくるかと思うのですけれども、それを越えた保育時間のことを延長保育と言っているわけなのですか。 先程からお話にあるように、働き方の多様性と、あと日曜日・祝日などの保護者の就労についても、大分多様化してきているところはあるかと思えます。その部分について、保育のニーズも高まっているかと思えますので、そこもしっかり受け皿として構えていかないといけないのかなというふうに考えております。
会長	ということだと、例えば朝の30分早い時間に御対応していただく、これも時間外。夕刻の6時半以降の時間にも対応していただく、これも時間外ということになりますので、その両方があるというふうに捉えていくことができるかと思えます。このような利用が私立（保育）園24（園）、認定こども園3園というところでの実施ということです。 御利用されての御感想だとか御意見がありましたら、またお願いし

	たいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、同じく支援事業として、次のページにあります「(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」について、御説明をよろしくお願いします。
事務局(子ども政策課長)	子ども政策課から説明をさせていただきます。 令和2年度につきましては、市内の47か所で事業を行っていただいております。実施状況の一番上の表を御覧いただきますと、「C 利用数(実績)」は、平成31年度(令和元年度)の2,018人に対して、令和2年度は1,983人と35人減少している状況でございまして、市内の小学校全児童数の約18.4%が利用されているという状況となっております。(前年は18.6%) 今年度、令和3年度につきましては、深伊沢小学校区のクラブが移転、玉垣小学校区で1か所、旭が丘小学校区で1か所、稲生小学校区で1か所の合計3か所が増設しておりまして、合計50か所で事業を実施していただいております。 その下の「R2実績内訳」の表が、各小学校区別の利用児童の状況でございます。それぞれ、放課後児童クラブ数や利用者数の数も違いますが、市内で最も利用者数が多い小学校区は稲生小学校区で、小学校区の児童総数745人に対し156人の(約20.9%)児童が放課後児童クラブを利用している状況でございます。次いで、桜島131人、神戸129人、旭が丘123人となっております。また、利用率が高いのは庄内小学校区48.1%、郡山小学校区44.9%でございまして、約半数の児童が利用している状況でございます。 下段の「今後の方向性」でございますが、待機児童解消のため既存の放課後児童クラブの拡充や新設により待機児童の解消に努めていくところでございますが、現在、1支援体位の利用人数が60人を超えるような大所帯のクラブが6か所あり、児童の安全・安心な生活の確保と、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も含め、適正規模について検討していく必要があることも認識しています。 また、支援員の専門性及び資質の向上のため、各種研修等を開催し、支援員のスキルアップの取組も予定しております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 各小学校区に設置された放課後児童クラブの運営・現状についての御説明をいただきました。御意見を頂戴したいと思います。

近藤委員	質の改善のところでは、昨年はコロナ関係で人数を減らしての支援をする子たちのための研修がありました。今年度はまだちょっと開催はされてないのですけれども、今年度はどのような研修となるのでしょうかということ、全国学童保育連絡協議会の方ではもう研修は始まっていて、リモートで6月6日に西日本指導員学校というのがありました。鈴鹿大学の先生にも協力していただいて、リモートでの開催ができたのですけれども、やはりコロナ禍ではリモート開催というのが大きく変わってくると思うのですけれども、国から多分そのための補助金が出りてきていると思うのですが、鈴鹿市は使えないという状況がありまして、そこら辺のところもやはり本当に（子ども政策）部長さんがおっしゃられたように、「子どもの権利条約」というのも私たち6日にもう一度勉強したのですけれども、やはり子どもにとって何が一番大事なのかということはすごく日々思うことであって、毎年それこそ子どもたちのカラーも変わってくるし、成長とともに子どもたちの状況も変わってくるので、やはり研修というのはすごく大事だと思っています。 昨年度は、10月と11月に資質向上研修というのを県がされて、それに私も参加したのですけれども、やはり鈴鹿からの参加がすごく少なくて、これはどういうことなのだろうなというのはすごく感じました。この県の資質向上研修はキャリアアップ処遇改善という事業が付いているのですけれども、そのために熊野からわざわざ四日市まで出て来て研修されている指導員さんもみえたので、やはりその点では、鈴鹿市は指導員の背中を押してほしいと思っています。 それから、ワクチン接種のことも書かれていたのですけれども、私ももう一回目は済んだのですけれども、そこら辺の対応はすごく早くしていただいて助かっています。ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。 今、放課後児童クラブのこういう施設面の充実とともに、資質向上が重要になってくるだろうということでの研修の重要性、これを訴えていただきました。 鈴鹿市においての御対応、ここらを問われるところもあったようですので、どのような体制を考えて進めていただけるのか。その点をちょっと御回答いただければと思います。
事務局（子ども福祉GL）	御意見ありがとうございます。 令和3年度につきましても、コロナの感染予防・対策に重点を置き

	ながら、研修の形態については検討を今、いたしております。その中の一つで、例えばDVDでそういった研修の流れを作りながら、そこに講師の方が説明を吹き込んでいただいて、各学童でこちらへ来ていただいてとか、それをお貸しして研修を数名で実施していただくとか、そういったことも検討はしております。 また、昨年度の3月に「子ども・子育て会議」の中で、田城委員からファミリー・サポート・センターの養成講座、その部分の研修なんか学童の支援員の方に来ていただいて良いという御意見をいただきまして、今年度についてはすべての50か所の放課後児童クラブの方にも御案内をさせていただきました。これは数ある研修の中で、支援員さんが必要と思われるような部分について、掻い摘んで研修を受けていただくことも田城委員に良いという御了承をいただきながら、学童からも支援員が参加していただいていることを聞いております。 またそういった研修の案内はさせていただきますが、やはり参加率というのは、近藤委員が言われるように、私も鈴鹿市の方が少ないというふうに感じております。支援員の会とか、そういったものが鈴鹿市でもありますので、そういった所に案内はさせてもらっているのですが、積極的にそういった場に参加していただけるような方策と言いますか、お願いというのは今後もさせていただこうというふうに考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。 支援員のための研修講座も、県レベルで持たれているというふうに思われます。そちらで研修を受けて、支援員資格というものをきっちりと確保していただくと同時に、これだけ沢山の施設があるわけですので、鈴鹿市独自のそういうものも持っていただくといいところが必要だとの話であります。更にこの点、いかがでしょうか。
林委員	私も鈴鹿市中の学童を全部知っているわけではないのですが、今見せていただいた稲生とか桜島とか、非常に大きい密度で3時間ぐらい過ごしているということになると思うのですが、その環境というか、コロナ禍でもあるということもあって、市の方は見回って見えるのかなと思って、ちょっと心配になったのですが。
会長	先程も御報告の中でお話がありましたけれども、60名を超えるというような単位ですね。これは、やはり国が出した方針ともギャップがあるように思うのです。40人ぐらいを単位として見てはどうだ

	ろうかというところもあるわけで、今のお話からいきますと、かなり厳しい状況があるように思われるのですけれども、この点の把握なり、改善への方向性、これについてはいかがでしょうか。
事務局（子ども福祉GL）	現在、林委員がおっしゃるような現地の状況確認という意味では、稼働時間に行ったりすることはしておりませんが、今のこの御意見が出て、定期監査とか目的が違うところで実際の状況を確認したりということはあるのですけれども、今後、そうではなく、こういった感染状況・リスクを回避するというような観点での現状の確認ということも必要であるということは認識しております。50か所ございますので、今後そういったところをどのように確認していくか、検討していきたいと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。 学童へお子さんを通わせたというような御経験のある方々、いかがでしょうか。あるいは学童の状況が間近で伺える、そういう経験のある方、いかがでしょうか。
古市委員	私は学童ではなくて、放課後子ども教室の方なのですけれども、実際、この「量の確保」とか「質の改善」とか、あるいは「感染症の拡大防止対策」ですとか、そういった部分は共通する部分だと思うのですが、今も意見で出ていたように、質の改善につきましては、放課後子ども教室の場合はほとんどがボランティア的な方で、特に資格があるわけではなくて、子どもさんが大好きで、世話好きの方。そういった地域の方がメインで来ていただいていますので、スキルアップという部分とは少し違った内容で取組はしているのですけれども、やはりちょっと問題になるのは、質の改善の中でも情報交換といいますか、色んなやり方があると思うのですね。同じような教室がいくつかあるのですけれども、ほかの所ではどのような内容を実施しているかということについては、やはり独自のものだけでずっとしていくのではなくて、ほかで取り入れたことがより子どもたちにとって効果がある、あるいは意義があると、そういうものについては情報交換をしながら同じように取り組んでいくという、そういうスタイルも取っています。 それから感染予防については、公民館で私の所はやっているのですが、一応公民館の決まりがありまして、25人以上は一同に入ってはいけないと、しかも1メートル以上は間隔を離しなさいと。そういうような公民館の中での一つの制限がありまして、30人とか超えると、い

	わゆるクラスを二つに分けるという形で、子どもにその人数以上集まらないようにしながらしていくという。学童さんはそういうことができないのだと思うのですけれども、その上で、60人以上（の学童）が6か所あると今お聞きして、これからますますまたひどくなりそうな状況で、かつ子どもさんの方にも感染が広がっていくという、そういう報道もありますよね。その中で拡大防止というのは、今後非常に大きなハードルになってくると思うのですけれども、ここは行政の方はどういうふうに、本当に手洗いとか色んなことはやられるのでしょうか、人数的な部分というのはどういうふうにしていくというお考えか、ちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。
事務局（子ども福祉GL）	基本的には、換気とか消毒、手洗い、マスク着用とかいうのは、国からとか、県からの通知を元に、各放課後児童クラブにも情報連携はさせていただいております。その中で、小学校は給食があるのですが、学童にもおやつを食べるような時間もございますので、そういった所にアクリル板で区切っておやつを食べていただいたり、ロの字型とか、皆さんが壁向きにおやつをとってもらったりとか、そういった状況があれば、こういった放課後児童クラブではこういうような対策を取っていますよというのは、共有はさせてもらっています。 あと、定員の部分についてなのですが、ここは待機児童と密接に関係性がございますので、もちろん会長が言われました、国が示している適正人数と言いますか、「実施は40人」という、そういう区分が書いてございますので、そういった部分も目標にはしながら、実施はさせていただこうと思っておりますが、ただ60人お預かりしているというところで、毎日毎日60人来ているというのではなく、学童の利用者については、「火曜日と木曜日は実際に学童を利用するけれども、その他は利用しないよ」とかいう部分もございますので、一応、定員は60人となっておりますが、実情はもうちょっと抑えて受けていただいていたたり、公園で遊ぶ時間と宿題をする時間を2班に分けていただいたりとか、それぞれの学童でそれぞれの取組をしていただいておりますので、そういった部分については、また市内の学童にきっちり情報共有の方だけは今後も継続してさせていただきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。 感染症が最初に広まった時期には、学童も本当に大きな支えとなって、子どもたちの生活、保護者さんの生活を支えていただきました。

	そのように学校教育とともに、この問題というのは考えていかななくてはいけない問題だと思われます。 鈴鹿市PTA連合会の御代表で臨んでいただいております田中委員さん、学童、放課後児童クラブ等についての御感想、御意見いかがでしょうか。
田中委員	私は放課後児童クラブに子どもを預けたことがないので、実際のところを詳しくは分らないのですけれども、先程言っていただいた情報交換というところはすごく大事だなと思っておりまして、鈴鹿市PTA連合会でも幼稚園・小学校・中学校で、どのような学校がどうやってPTAを活動しているかというのが今回6月にアンケートで集めて、それを皆さんに届けるという情報交換の場を設けさせてもらったのですね。それと同様で、情報交換というのは、どの場面においても大切なのかなと思っています。 あと、自分の個人的な意見なのですが、なぜ放課後児童クラブに自分の子どもを預けなかったのかなと今、ちょっと考えていて、今、息子が小学校5年生なのですけれども、やはり学力の面が不安に感じて、放課後児童クラブに預けたときに、学習を自分の目で教えてあげたいというのもありまして、仕事もやっているのですけれども、ちょっと不安が。私はこちらが地元ではないというのもありまして、ちょっと預けるというふうには至らなかったというのもありますね。やはり人数も多いですし、学習面で行き届いているのかなというのは、ちょっと不安に感じます。色んな方が頑張って指導していただいているのに、こんな意見は申し訳ないのですけれども、やはり学力面で不安はあったりはしますね。以上です。
会長	様々なニーズをお持ちの保護者さんがおみえなわけで、学童においてもそういうような御対応等も御努力いただいているものとは思いますが。 また、御意見が古市委員と近藤委員から出たように、放課後子ども教室と放課後児童クラブ、この連携とかいわゆる、情報交換ですね。こういうことも大変重要なところだというふうに思います。今回、このような形でお入りいただいて、更に論議が高まっていくというふうに思います。 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次へ移らせていただきます。「(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)」につきまして、よろしく願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課長）	それでは、子ども家庭支援課より御説明させていただきます。 保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れなど、身体的・精神的な負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一時的にお預かりさせていただく事業でございます。 令和２年度の実施状況につきましては、児童養護施設の「鈴鹿里山学院」や津市の「里山学院」、「エスペランス四日市」、母子生活支援施設の「ハピネス・ハーク」、「菜の花苑」へ事業の実施をお願いし、３０１日の利用実績がありました。平成３１年度の利用実績は８２日でしたので、大幅に増えております。これは母子生活支援施設へ緊急避難による利用として必要なケースが増えたほか、コロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くなったことにより、レスパイトケア等による利用が増加しているためと考えられます。 利用の内訳といたしましては、保護者のレスパイトケアや保護者の疾病・就労、家族の看護が主なものとなっております。今後も「広報すずか」などで情報提供し、緊急時等に活用していただける事業として周知を図ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 このショートステイにつきまして、御意見等いかがでしょうか。
田城委員	すみません、教えてください。 平成３１年度の数に対して、令和２年度は大分増えていて、その中で「その他」のところ平成３１年度は「０」だったのが、（令和２年度は）「１９３」になっているのは、先程言われた緊急避難のことかということかと思うのですが、同じ方が長期に利用したのか、何人か利用する方が増えたのか、そこら辺はどうなのでしょう。
事務局（子ども家庭支援課長）	こちらの方は、やはり田城委員が言われるように、夫からの暴力によるＤＶですね。ＤＶとかを受けると、そこにいれなくなりますので、住む場所、居所がなくなるということで、その確保のために緊急避難ということで利用させていただいております。その数が増えております。
田城委員	ありがとうございます。
副会長	この場合は、レスパイトケアというのは具体的にどのようなケースなのか、僕らもあまり伺わないので教えていただきたいのですが。
	よくあるのが、電話であつたりとか、家庭訪問時にちょっと言われ

事務局（子ども家庭支援課長）	るのですけれども、コロナ禍において、子どもと過ごす時間が長くなったりとかして、イライラしてちょっと手が出てしまいそうとか、そういうことを言われた場合に、こういう一時的なショートステイということで、児童養護施設にお預かりさせていただくことができますよと紹介させていただいて、利用させていただくということになりますね。
副会長	一般的に僕らが言うような疾病とは、一応関係ないと考えてよいわけですね。
事務局（子ども家庭支援課長）	数は少ないのですけれども、お母さんが入院で、どうしても親族とかが遠方で頼れないというのも連絡はさせていただいて、御利用もございます。
副会長	平成３１年度のときには、レスパイトケアの実績はどれくらいの数だったのかというのは分かりますか。増えているというお話でしたけれども。
事務局（家庭支援ＧＬ）	平成３１年度のレスパイトケアの件数は３８件です。
副会長	ありがとうございます。
会長	このようなお子さん、保護者さんへの御対応として、児童相談センターも関わっておみえのところがあるかと思えますけれども、この件につきましていかがでしょうか。
村田委員	児童相談所の方でも、こういった家庭での養育が難しいときに一時保護という制度がございまして、そちらの方で、私どもの方でお預かりをさせていただく場合もあります。ただ、家庭から御相談を受けたなかで、ショートステイの利用の方でやっていただけるかなと思った場合は、子ども家庭支援課さんとも協議をさせていただきながら、連携させていただきながら、市役所さんを御紹介させていただく場合も結構ございます。連携は取らせていただいているかなというふうに思っております。 このように（平成）３１年度と（令和）２年度で実績数にかなり増減があって、なかなか私たち一同も件数とかは読めないところはあるかと思うのですけれども、引き続き、一定枠を確保いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	なるほど。ありがとうございます。
	つまり、（ショートステイと一時保護の件数を）合計して考えなき

副会長	やいけないと思うのですけれども、その場合に変異したのか、それとも全体の方ではやはりかなり増えていますか。児相のデータを見ていないので、申し訳ないのですけれども。
村田委員	児童相談所の一時保護の件数ですね。私たちも具体的な件数は今、手持ちしていないのですが、増加傾向にはあると思います。
副会長	こんなふうに大体、児相の件数をすべて見ると、ぽっぽぽっと上がっていきますけれども、それを含めて考えてみても、市の方でのレスパイトケアという一時保護相当のものが2倍に増えたのは、児相（の一時保護）も2倍に増えたわけではないのでしょうか。
村田委員	そうですね、そこまでの増加ではないです。
副会長	ということは、若干、軽症者が増えたという解釈でよろしいのでしょうか。
村田委員	そうですね。私どもも御相談させていただきながら、お願いできるものはお願いさせていただいているということで。そういう風な理解でも結構かと思います。
副会長	一つの変更というか、増えたこともありますしね。ありがとうございます。
会長	場合によっては、利用できるのだということが分かって、ちょっとほっとしたいという形での御利用なさる方はあるかもしれませんね。ありがとうございます。では、次に移らせていただきます。 「（４）地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）」なのですから、よろしくお願いいたします。
事務局（子ども政策課長）	地域子育て支援拠点事業について、御説明させていただきます。 主に、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を深めたり、ボランティアなどを活用して育児相談などを行う場を身近な地域に設置し、子育てへの不安感の軽減と緩和を図り、地域の子育て支援事業の充実を図ることを目的とした事業でございます。 今年度は、市内7か所に委託させていただいている事業所と、鈴鹿市が直営する「子育て支援センターりんりん」、河曲保育所に隣接する「ハーモニー」の全9か所で事業を実施しております。 令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少している状況でございます。相談事業は2,662件でございまして、内容につきましては、しつけ、教育に関する相談が最も多

	く、次いで子育てに関する相談、二つ合わせて81・1%となっております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、子育て支援センターやつどいの広場が休館中の電話相談は、継続して実施しております。また、外出を自粛し、在宅で子育てをする家庭への支援として、鈴鹿市公式 YouTube に家の中でも楽しめる遊びの動画「ほっこりタイム～おうちで楽しめる遊びの紹介～」を発信いたしました。 なお、第2期の計画年度内には、12か所での実施を目指しており、引き続き検討を重ねて参ります。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 地域において、小さな子どもさんと保護者さんが過ごしておみえですけれども、こういう所を利用して、他の保護者さんとの交流を図ったり、あるいは小さな子どもさんの遊び場として提供してもらえたりという、子育てする世代にとっては大変心強い施設なのですけれども、この今回の状況について、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。
副会長	こういう施設はもともと、目的は要支援家庭を見つけるという意味もあったのですね。最近は大体、要支援家庭が市の方で見つかったケースの後のフォローに利用されているとか、そういう方を見ているケースもあると思うのですけれども。なかなかその把握は難しいと思いますが、こちら辺の施設の方から虐待を通報されたケースというのは、ほぼ今はないですね。
村田委員	そうですね。
副会長	その後を見ているケースはあると思うのですよ。
田城委員	昨日、つどいの広場とか子育て支援センターの地域（子育て支援）拠点事業の会議があったのですね。うちの広場ではないのですけれども、つどいの広場の中で、それこそ通ってくるお母さんから話を聞くなかで、その方がDVを受けているということで、親子で避難させたりとか、日々悩みを聞くところで、すごく沢山ではないのですが、「子育てが大変」という話を聞いて、子ども家庭支援課とか子ども政策課に相談をされて、改善というか、そういう事例はお聞きしました。 それと、去年は2か月、広場も閉めたのですが、その後の広場の実施について、どの広場も、例えばうちなら10組程度なのですが、午前と午後に分けて、予約をしていただいて5組ずつとかという形で来ていただいています。利用する方は減っているのですけれども、来ていただいた方は、同じ空間でもちょっとゆったりした空間ですので、

	来たときにやはり子どもを遊ばせたいという思いもあるのですが、子育てをされていて、本当に色んな情報がいっぱいあるけど、1人目の子だと自分の子どもの育ちが、それと大分違って良いのだろうかという心配とか、あと、2人目の子育てだと、本当に2人いたら大変という話を聞いてほしい方が多いので、スタッフだったり、来ているお母さんたちと話ができることで、そこは少し軽減されるのかなと思います。そういう意味で、以前よりも大事かなという思いがします。 あと、市の方で、「広場の数を増やす方向で」と言っていたいたのは、やはり身近に行けるところで広場があるのは有難いかなと思います。うちは桜島に広場があるのですが、車を持っていない方もみえて、バスで来られる所でのいうので、路線を考えて来ていただいている方もいますので、やはり近くに行ける所があるのは大切なかなと思います。以上です。
副会長	言われたように、もともとそういう意味もある事業なものですから。そこで見つけていくという。ほかの方との交流とか、どんな形でお子さんをみているのかとか、観察も結構大事になってくるので、そこら辺の実績というのはなかなか数字では上がってこないのですけれども、かなり大事なところもあって、(子ども家庭)支援課とこういう所が人事交流していただいて、情報交流もしていただいて、上手く動いている状況で、結果として児相への通報が減ったのなら、嬉しいなというところだったのですけれども。
林委員	私は主任児童委員として、赤ちゃん訪問が長い間お休みがあったのですけれども、この間から始まったのですけれども、私たちは家庭訪問したときに、玄関でしか、中に入れないという条件とか、非常に厳しい条件があって、今日も午前中に行って来たのですけれども、「入ってください、入ってください」と言われることを断る方がすごく大変で、ただでも危険であるとか、そういうことは承知なので、一応説明はさせていただいて、そうしたらやはり言われたように、「どこか遊びに行く所はありますか」というので、やはりお母さんたちはそういうのを求めているなというのが分かるのですね。だから何とか私たちも十分感染予防はしますので、できるだけお母さんともっともっと話ができる時間を、今は10～15分と言われているのですよね、窓口にいっても。だから、私たちが本当に辛い思いで帰って来というのが現状なのです。 もう一つは、ショートステイとかそういうのに預けられたお母さん

	が、ちょっと悩みで言われたのですけれども、「返していかない」と言うのです。私はそちらの方が怖い。預かるのはいくら預かってもらっても良いのですけれど、「もうよいのだけど」と言うような。戻すときのケアをきちっとやっていただかないと、ちょっと難しいなと思うことが今までも2～3回ありました。
会長	「返していかない」というのはどういうことですか。
林委員	もう預けたままでよいという、手元に要らないというお母さんがいるのです。「もうよいわ」と言われた言葉が、私もそれ以上、説明は求めませんでしたけれど、「今ね、可愛い顔しているよね。笑っているよ」という風なことだけしか言えなくて。だから、預けることは非常に良いのだけれど、やはり親子の関係をずっと引き続き、何らかの形で会わせるとかしていかないと、預かったままとか、そういうのは非常に難しいなと思って。これは前の経験なのですけれど、そういうこともやはり子ども家庭支援課の方も考えていただいたりしていただくと良いかなと思います。
会長	先程のお話を繋いでいきますと、子育て支援（施設）にみえた方々の思いを受け止めながら、そしてその方を支えていくために、色んな所があるのだというところのコーディネート的と言うのでしょうか、繋げていくということの大事さを一つ指摘されましたし、そして受け入れていく、受け止めていくということの重要さとともに、親子の関係を再構築していくというのでしょうかね、そういうことの重要さもあるのだというところを御指摘いただきました。 更にいかがでしょうか。
田中委員	子どもが小さいときに、りんりんさんとか支援センターにお邪魔させてもらって、親子の絆を深められたのですけれど、私は札幌出身で、ここに全くママ友がいない状態で、一から探してきた母親の立場なのですけれども、やはりこういう事業があるだけで、話せる環境って、すごく今、大事なのですね。 去年のコロナ禍で外出できないという中で、まだ未就園児の赤ちゃんをお持ちの保護者は本当に不安だったと思うのですよ。なので、バスで行ける所ではなくて、なるべく徒歩で行ける所とか、やはりお母さんが気楽に行けるような、今はコロナ禍なので難しいとは思いますが、気楽に行けて、色んな保護者さんが参加できるというのは、すごく大事だなと思いました。以上です。
	ありがとうございます。

会長	個々に出ている8施設、あるいは7施設、プラス2施設なのですけれども、これ以外にも多くの園で自主的に園を開放されて、地域の小さな子どもさん、並びにその保護者さんに「何曜日の何時頃は来ていただいて結構です。自由に遊んでください。」というような、園での御努力もあります。 そして先程、りんりんのお話をいただいたのですけれども、りんりんもそういう状況を作りながら、例えばお父さんのつどいの場だとか、あるいは多胎児と言うのでしょうか、双子等のお子さんでも大変でしょうから、そういう方々を支える取組だとか、あるいは色々なイベントを催しながら、楽しんでいただけるような工夫をなさっているかと思います。 そういう意味で、身近なところの園というのも、一つ利用できるところがあるかもしれません。定期的に行ってみえるとすれば、うち(鈴鹿大学)の状況なのですけど、大学でも学生の学びのために子育て支援(施設)を開いているのですが、今回はこのコロナ禍で、ちょっと開けない状況があるのですけれども、また落ち着いたら再開していこうというふうに考えているところです。 よろしいでしょうか。では、続いて「(5) 一時預かり事業(一般型・幼稚園型)」について、よろしくお願いします。
事務局(子ども育成課長)	8ページを御覧ください。「(5) 一時預かり事業」について、説明をさせていただきます。 一時預かり事業には、先程も言っていただきましたように、「一般型」と「幼稚園型」がございます。内容につきましては、時間の加減もありますので、また御一読いただければと思うのですけれども、令和2年度の実施体制につきましては、「一般型」としましては、公立保育所3園、私立保育園7園、認定子ども園3園で、「幼稚園型」は認定こども園5園、私立幼稚園6園で実施しております。 実施状況でございますが、「一般型」につきましては、「C 利用数(実績)」が「B 確保方策」を大きく下回っておりますけれども、こちらは新型コロナウイルスの影響もあったのではないかと考えております。 一方、「幼稚園型」につきましては、「C 利用数(実績)」が「B 確保方策」を大きく上回っている状況でございました。こちらにつきましては、認定こども園化による事業実施園の増加と幼児教育・保育の無償化の影響があるのではないかと考えているのですけれども、在籍児童についての教育時間を超えた一時預かりとなりますので、園の経

	営実績なども考慮いたしまして、確保方策の数値につきましては、先程も申し上げましたように今後の中間見直しが行われた場合につきましては、こちらも見直しを掛けていきたいと考えております。 冒頭の方でもございましたけれども、保育士の確保が難しいという状況につきましては、公立・私立すべて、業界全体が厳しい状況でございますので、私立保育園や認定こども園、私立幼稚園の皆様の御協力もいただきながら、今後も検討を進めていきたいと考えております。 また、令和2年度からですけれども、公立保育所でも新たに西条保育所で（一時預かり）事業を開始しておりまして、こちらの方の事業の拡大にもまた繋げていけたらと考えております。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 「一般型」の方は、通常は園に通って見えない子どもさんなのですが、事情があつて預かっていたきたいと、単発的になのなのですが、それに対応していただける状況です。 「幼稚園型」においては、ここ（8ページ）に説明があるとおり、長期休業期間中等にお預かりするという形になっているかと思われます。このような事業・対応につきまして、何か御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。 以前、こちらで出た御意見としては、一般型の預かりについてなのですが、これも言ってみれば、余裕があるところにお預かりするという形ですよね。ですから、そこで預けられた子どもさんが何となく居心地が十分作りにくいという状況だとか、あるいは同じ子どもさんが何度もおみえになってみえるというようなお話だとか、そんなのがちょっと出たようなのですが、それが問題というわけではありませんけれども、現状としてはそういうところがあるということが出されたと思います。 よろしいでしょうか。では次に移らせていただきます。 「(6) ファミリー・サポート・センター事業」なのですが、もう一つ「(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）」も合わせて御説明をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
	それでは、「(6) ファミリー・サポート・センター事業」について、御説明させていただきます。

事務局（子ども政策課長）	令和２年度の会員数についてでございますが、依頼会員に対し、提供会員が少ないため、様々な機会を利用して、提供会員の拡充のための案内をさせていただいているところでございます。提供会員が少ないことにより、事業自体に支障が出ているという事ではございませんが、本事業の課題となっているところでございます。 利用数、いわゆる活動件数につきましては、平成３１年度（令和元年度）と令和２年度を比較すると８０１件減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少したと考えております。ここ数年は、大体３,５００件程度の利用数で推移しておりました。 各小学校区に放課後児童クラブを設置したことにより、学校区を跨いでの放課後児童クラブへの送迎のニーズや、２人目以降の子どもの出産の際の、保育園への送迎などのニーズもございますことから、引き続き事業を実施して参りたいと考えております。 引き続き、「（７）乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）」でございますが、本事業は、病気はほとんど回復しているけれども、保育園などでの集団生活が困難な場合、また、病気の回復期に至らない場合で、家庭で保育ができない児童をお預かりする事業でございます。 白子クリニック小児科に委託しておりまして、利用者数はここ数年９００人から１,０００人くらいの間で推移しておりましたが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた状況でございます。 令和２年度の４月からは、公立の西条保育所においても病後児保育を行っておりますが、新規事業ということもあり、市民の方への周知が行き渡っていない部分もあり、また、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりましたので、利用を控えられたものと考えております。 保護者の就労等もあり、御家庭での保育ができない方もおみえになることから、今後も必要な事業でありますので、継続して事業を実施し、市民の皆様への情報発信にも努めてまいります。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 ファミリー・サポート・センター事業、ならびに病児・病後児保育事業についての御説明をいただきました。どちらからでも結構ですが、御意見を頂戴したいと思います。

田城委員	ファミリー・サポート・センターを実施しています。令和2年度は、4月・5月は学校とか幼稚園が休みなこともあって、お家の方が家庭にみえるということで、そこは依頼がほぼありませんでした。 ただ、昨年からそうなのですけれども、先程も御説明にあったように、2人目の子どもさんの出産に関して、産前の期間と産後1か月くらい幼稚園とか保育園に送っていけないので、代わりに送ってほしいという依頼が結構目立っております。 あと、普段は子どもの塾とか色んな所への送りを祖父母の方がしてみえるのですが、その方が突然体調を崩したりするともう回っていかないということで、そのときになって、ファミリー・サポート・センターで何とかしてほしいと言ってみえる方が目立っています。ただ、習い事とかも、週に1回とかではなくて、4日とか5日とか入っていて、それをうちが全部受けるのは、というのもあるのですが、そういうことがあって、習い事への送りの依頼が増えております。ただ、子どもにとってそれが良いのかなということもありますので、依頼を受けて、サポーターさんが動いているときに、子どもさんが「スイミングに行きたくない。行くのが嫌。」と途中で言ったりするようなこともあるので、そういうときは保護者の方に戻して、相談してもらうようにはしております。 あと、昨年度のことでないのですが、夏休みに向けて、普段、学童保育に登録してみえる方は良いのですけれども、普段は昼過ぎに仕事が終わるので学童へは行ってないのだけれど、夏休みに子どもの行く場所がないので、小学生の子どもさん2人を夏休みの間、ファミリー・サポート・センターの事業で預かってほしいという相談があったのですが、夏休みの間、ほぼ毎日すると、お2人だと1.5人分で、5時間ぐらいだと1日5千円ぐらい掛かるのですね。すごい金額になってしまうので、どこかほかにはと思ったのですが、でも学童は普段でいっぱいですので難しいということもありまして、どうしたものだろうねと言っていたのですが、これはお聞きした話なのですが、長太のまちづくり協議会で、夏休みに学童へ行ってない子どもさんを預かるような地域の取組をするというようなお話も聞きましたので、それぞれの地域でそういう取組ができる所があって、やってもらえると親子ともども有難いのかなと思います。
会長	ありがとうございます。 ファミリー・サポート・センター内の状況を今、お話しいただきました。色々と考えさせられるところがあるわけなのですから、そ

	れらについての御意見，いかがでしょうか。
近藤委員	学童の方からなのですけれども，やはり夏休みの間だけ利用したいと言われる方は沢山みえると思うので，市の担当課も以前は「夏休みだけ利用できる学童保育所を」とおっしゃられていたのですけれども，国からの補助も出るのですけれども，そこにはやはり資格を持った支援員が必要ということで，場所も必要だし，なかなか進んではないと思うのですけれども，どうでしょうか。
事務局（子ども福祉GL）	以前に，3月の（子ども・子育て会議の）ときにも「夏休みだけ利用したいという方のニーズって把握しているの」というようなことを確認されまして，この令和3年度に，幼稚園とか認定子ども園さんにも御協力をいただいて，来年1年生を迎える保護者の方へのアンケート調査，あと，学童さんにも協力していただいて，50の放課後児童クラブにみえる児童の保護者の方に次年度以降の利用調査を取ったわけなのですけれども，その中に「夏休みのみ利用したい」というような保護者の方というのもアンケートを一緒に取りました。 全体で200数名の方が「夏休みのみ利用したい」という希望はあるのですが，これを学校区ごとにばら撒いてみると，一番多い所で26人という所が2か所，河曲小学校区と旭が丘小学校区でございました。ただ，今，既存の学童が，旭が丘小学校区には4つ，河曲小学校区には2つあるわけなのですけれども，この26人を逆に今の数から引いてしまうと，既存の学童が果たして運営できるかどうかということもございます。ですので，小学校区によって，地域によって，事情が様々ではあるのですけれども，今現在は「夏休みの利用のみの学童を」というよりは，「一年間を通じて児童を預かれるような量の確保」というところに向かって対応させていただいているということです。 あと1点，例えば学童の支援員さんにお伺いしたい部分があるのですけれども，長期休暇中だけ預かってもらうというのは，保護者にとっては非常に有難い部分があるかと思うのですけれども，児童にとっては通年で1年間預かるのとどちらが良いのかというのは難しいところだと思うのですけれども，何か御意見があれば，そこについては聞きたい部分がございます。
近藤委員	私たちは支援員の資格を取って，子どもの年齢ごとの対応とかも考えていっているのと保育目標というのも掲げているということもあって，やはり夏休みだけ利用されるお子さんは，4月から来ている子

	たちの中にポンと入ってもなかなか馴染めず、夏休みの終わり頃にちょうど馴染めてきて、その子に手が掛かってしまうということもあって、箕田も以前は「夏休みだけの利用もOKです」ということも謳っていたのですけれども、それではほかの子たちの保育にも影響が出てくるし、支援員もその子に手が掛かってしまうということで、ほかの子たちの保育も手薄になってしまうということで、それはおかしいのではないかと。「放課後児童クラブ」という名前のとおり、放課後の見守りが必要な子たちなのに、どうして夏休みだけ預かるのという意見もあって、夏休みだけの利用は、うちはできなくなっているのですけれども。やはり保育を考えると、そこはすごく難しいと思います。なので、「夏休みだけ行ける所があれば、行ってもらっても良いよ」という感じなのですけれども。そこに支援員が必要になってくるので、そこはやはりすごく難しいのかなと今は思っています。
会長	この問題について、これ以上論議していくことが、ちょっと難しいように思いますが、先程、田城委員がおっしゃったように、地域によってはそういう体制を取れるところがあるのではないかとということ。これはもしかすると、放課後子ども教室のお力も発揮していただける部分があるかもしれません。 もう1点は、先程、国からの補助も出るということですので、例えば亀山市辺りは（市の）中心部分にそういう所を夏休み期間だけ設置し、かつノウハウを持った所に依頼をして、それを実施してみえるわけですね。ですからニーズがあれば、すべての所でやっていくわけにはいかないと思うのですけれども、取り敢えずは1か所、そういう所を取っていくということは必要ではないかと思います。 つまり幼稚園とか保育所において、一時預かり的なものを対応してみえるとすれば、今の時代、いわゆる学童においてもそういう一時預かり的な所は必要になってくるのではないかと言うふうに考えるので、先程来、出ている御意見を踏まえて、再度御検討していただくべき内容かなというふうに感じます。
林委員	田城委員から先程出た「まちづくりで、長太の方で」という話は、私が今聞いている情報では、一部の方の声だけが上がっていて、まだ話が全然進んでないので、すみません。
田城委員	まだ決定ではないのですか。失礼しました。
小川委員	ファミリー・サポート・センターで、対象が「乳幼児や小学生等」となっているのですけれども、例えばうち（鈴鹿市第2療育センター）

	に通っている障がいをもつ中学生の子たちが引っ越してきて、スクールバスが到着するバス停までちょっと付き添ってほしいというニーズがあったりした場合、こういった対象というのは受けていただくことはどうなのでしょう。
田城委員	対象が「概ね小学校6年生まで」になっているので、例えば特別支援学校とか障がいがある方のスクールバスまでの送迎の依頼もあります。ただ、基本はありますので、そういうときは市とも相談はさせていただいて、なおかつ身体が大きい方だと1人では無理だったりするので、2人で対応するとかいうことも話し合いをさせてもらった上で、できることはさせてもらっています。ただ、全部が全部OKだということはないので、相談に応じてやっております。
古市委員	会長が言われた亀山の方で実施をしている、いわゆる、放課後子ども教室的な部分なのですけれども、放課後だけではなくて、夏季休暇とかいわゆる通年でやっていくという方向性を持っているところもあるのですよ。それで実際にやっていこうとすると、色んな所と連携しなくてはいけないので、今、まちづくりの話も出ていましたけれども、いわゆる学校、あるいは自治会、それから行政、消防署とかあらゆる所から要望があって、こういう事をやりたいというときに、それぞれの自分の担当の所で何ができるかというようなことを一つの組織の中で色々打ち出すわけですね。その中で、地域の人材をそこに入れて、料理をやったりとか、子どもの遊びをやったりとか、あるいは学習をやったりとか、その中身というのはそれぞれできるものを、それぞれが見てやるわけですが、そういったものをするのにはどこか単独でやるというのは非常に難しいのですよね。ですから、そういう色々な所が集まって、まさしくまちづくりというような、そういう所が今後中心となってやっていかないと、どこかに任せるとするのは色々壁があると思うのですよね。今後はそういう方向で、放課後だけではなくて、いわゆる1日の中で必要な子どもがそこに入って来られるという、そういう内容のものを打ち出していく組織がやはり必要ではないかなと思います。
会長	ありがとうございます。 今、御発言いただいた内容は、放課後子ども教室・放課後児童クラブの範囲の内容だけではなくて、もっと幅広く、市民の活動を豊かにしていくなかで、こういう問題を受け入れて対応していける部分があるのではないかとこのように受け止めたいと思います。

	確かに亀山市においては、「かまやま人（びと）キャンパス講座」などを企画して、3年計画ぐらいでスパンを回しながら、そういう方々を育成していこうという、そういう体制を作ろうとしている地域づくりの取組というのも行われているわけですね。ですから単に「行政が」とか「学童が」という問題ではなくて、市全体の問題として捉えながら、この問題も検討できると良いですね。 更にいかがでしょうか。「病児・病後児保育」の問題が出ておりませんが、今回、西条（保育所）で加えてスタートしていただいているわけなのですから、よろしいでしょうか。 続きまして、「(8) 妊婦健康診査事業」及び「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」についての御説明をよろしくお願いいたします。
事務局（健康づくり課長）	健康づくり課から「(8) 妊婦健康診査事業」について、説明させていただきます。この事業は妊婦の方の健康の保持及び増進を図るために、健康状態の把握や身体計測、保健指導の実施など、妊娠期間中の適切な時期に応じた医学的検査を実施するものでございまして、その費用の一部を公費で助成させていただいております。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度においては全国的に妊娠届出数が減少している状況から、本市の妊婦健康診査の受診者数も例年より減少している状況でございます。しかしながら、母体と赤ちゃんの健康管理は非常に重要でございますので、今後もあらゆる機会を通じ、受診勧奨に努めて参ります。 続きまして、「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」について、説明させていただきます。この事業は生後4か月までの乳児がいる家庭すべてを訪問させていただき、子育て支援に関する情報提供や育児指導、養育環境等の把握を行うものでございます。地区の主任児童委員さんや保健師、看護師等が訪問させていただいており、お母さん方の育児の孤立化予防を図る事業でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症や何らかの理由で訪問できない場合があっても、全戸家庭訪問事業ですので、電話などで全数把握を実施している状況でございます。引き続き、今後も対象者のニーズに沿った訪問スタイルの実現を目指して、訪問員の皆様と調整や研修等を継続して実施していきたいと考えております。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 妊婦健康診査事業も大変熱心に展開していただいているところで

	すし、乳児家庭全戸訪問事業も大変丁寧に行っているかと思えます。これらにつきましての御意見、いかがでしょうか。
副会長	一つ教えてほしいのですけれども、妊娠・出産の数が劇的にこの1年、減っているということは、この数字にどんなふうに含まれてくるのか。見込みというのは、予想ではなくて、届出のあった実際の妊婦の数で計算しているのか。かなり今年、妊娠届出数・出生数は減っているはずなのですよ。
事務局（健康づくり課長）	そこは国で示す基準がありますので。
副会長	ですから、ここの中で「減った、減った」という話なのですから、妊娠届出数や出生数の減少を加味して、もう一度補正したらどうなるのでしょうかということです。
事務局（健康づくり課長）	その辺はまた計算させていただきたいです。
副会長	実際、これからの数は妊娠数も出生数も減っているはずなので、実際はこれは変わっていないのではないかと考えてしまうのですけれども、その考え方が甘いかどうかなのですよ。
事務局（健康づくり課長）	また、そちらの方は検討させていただきたいと思えます。
会長	これらの問題について、コロナ禍のこういう対応等につきまして、何か保健所さん、随分色々と御苦勞になっていただいているところがあるかと思うのですけれども、「(8) 妊婦健康診査事業」、「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」だけでなく、何か御感想等を含めて、意見をいただけるでしょうか。
柴田委員	この4月、5月は第4波と呼ばれる所です。鈴鹿保健所管内の患者数だけ見ても、昨年度1年分（の患者数）が、この4～6月の3か月間ではほぼ一緒ぐらい出ている状況なのです。 原因としては、やはり変異株と呼ばれるものではないかなと。3月ぐらいから検査の方でも変異株が引っ掛かってくるようになりまして、そのままあっという間に4月、5月と増えていったかなという感じで。当然、保育所とか学校、学童でも陽性者が出れば遡って検査をするということを協力させていただいたところです。 昨年度はちょっと過剰な検査をしたということもありまして、そこら辺は大分見直しもさせていただきました。正直、何も分からなかつ

	たこともあるので、それまでは一人（陽性者が）出れば、そのクラス全員を検査するとか、そういったこともやってきたところなのですけれども、大体色々なことが分かってきて、しっかり対策を取っていれば感染することはないということが分かってきましたので、ここ最近については最低限の検査しかしないようになっています。何かしらイレギュラーなことがない限りは、検査をするとかそういうことはしないし、当然、接触者や濃厚接触者にもしませんので、学校を休むとかいうことはなるべくないようにというところは配慮してやっていくつもりです。 ただその中で、やはりどうしても検査せざるを得ない状況というのも出てきますので、そのときについては保健所もなかなかマンパワー的に足りないところもありますので、各施設の方も御協力をお願いして、保健所だけではなかなかさすがに100人ぐらいの規模になると、電話を掛けるだけでも何時間も掛かってきますので。すぐにというところで、市の方もそうですし、各施設の方も御協力を願いたいと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。
副会長	御苦労さまです。去年、大分喧嘩しましたけれども。
柴田委員	そうですね。
副会長	ただ正直言うと、まだ子どもたちの間でコロナは始まっていないのですね。一般のコロナの感染者と比べて考えると、まだまだ全然始まっていないので。新型インフルエンザのときも1年掛かって、やっと子どもが罹り始めた。今度も1年少々遅れて、高校生から始まってきていますので、学生間同士の感染もこれから出てくるかと思うのですね。そこで一つの方法として、学校における、施設における、医療従事者なしでの検査キットというのが動き始めていますよね。
柴田委員	県が進めているのがありますね。
副会長	あれは最終的には、すべての学校に置くようなつもりでいるのかどうか。
柴田委員	学校のキットはあまり聞いたことないのですけれど。進めていると聞いたのは、事業所とかそういったところで置いているというのは聞いています。今やっているのは社会的検査というところで、いわゆる、福祉施設とかで介護の職員さんとか、外国籍の方がいる事業所に対して、事業所の方にキットが配ってあると聞いています。学校の方は聞いてなかったです。

副会長	書類だけいっぱい、僕らの方は来るのですよ。始まっている話は、まだ聞いてないものですから。恐らく、厚労省・文科省が始めるつもりであるという雰囲気書類なものですから、また情報がありましたら教えてくださいということが一つと、多分高校生から段々と子ども同士の感染が始まって来るかと思うので。ただSARS, MERSは子どもの感染が来る前に終わっちゃったし。コロナはもともと子ども感染症なので、どう変わってくるか。これからも情報があったら。今のところ、気楽に僕らも考えていますが、そうとは言い切れなくなってくるのが多分あと1年ぐらいで来るかなと思って見えていますので、またよろしくお願いします。
会長	ちょっと時間のことが気になりますので、今のところも含めてなのですけれども、最後のところになります「(10) 養育支援訪問事業」の御説明をいただいて、もう一度御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局（子ども家庭支援課長）	「(10) 養育支援訪問事業」について、御説明させていただきます。養育支援が必要な家庭に対して家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や家事の援助及び指導を行うことで、当該家庭の適切な養育に繋がれるとともに、保護者のストレスの軽減など、児童虐待の未然防止を図る事業でございます。 令和2年度の実施状況につきましては、862人に養育支援訪問員や保健師・看護師が養育に関する相談・助言・指導を実施しております。平成31年度に比べて増えております。訪問家庭につきましては、産後うつや精神的な病気等により子育てが困難な家庭への支援が増えております。訪問時には近況の確認や相談、家庭環境の改善、育児支援、簡単な家事の援助などが主な内容となっております。 今後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化等から養育困難な家庭が増加することが想定されるため、保護者や家庭のニーズに応じて、継続して事業を実施していきたいと考えております。説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。 では「(8) 妊婦健康診査事業」、「(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにち赤ちゃん訪問事業）」、今の「(10) 養育支援訪問事業」を含めて、何か御意見等ございましたら、お願いいたしたいと思います。 では、全体的な所での御感想・御意見を頂戴したいと思います。今回から御出席いただきました、認可外保育所を御代表いただいいてい

	ます垣内委員さん。何か全体的な所での御感想等ありましたら、お願いしたいと思います。
垣内委員	ごめんなさい、別にないです。
会長	よろしいでしょうか。色々な立場での園児さん、保育園、幼稚園、そして今の認可外保育園で支えていただいているところがあります。今後ともよろしく願いいたします。 市民代表であります岡田委員、いかがでしょうか。
岡田委員	よく耳にする話なのですけれども、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員さんの研修がどうしても平日の長時間なので、「やりたいけどできない」という話は本当によく聞いていて。「連続して、お仕事を休めない」とか。 それがもうちょっと、それこそ今の時代、リモートだったり何かのできるのであればやりたいという話は聞くので、その部分をサポート・センターさんだけで考えていくのは難しいことだと思うので、担当の課も含めて、何かもうちょっと、やりたい人ができる仕組みを構築していく必要があるのではないかなと思います。
田城委員	ファミリー・サポート・センターの提供会員養成講座については、11講座ということが厚生労働省の方で決まっていまして、それをクリアしなければいけないというのがありますので、1回にすると5日間、朝から16時くらいまでというふうになるのですけれども、うちとしては1回で全部受けてもらわなければいけないということではなくて、何年かにわたってということも可能にさせてもらっています。 あと、土日の講習実施も取り組んだことがあるのですが、実はなかなか受講する方が集まらなかったということもあって、今のところ、平日にしているのですけれども、そこら辺もずっと平日ということでもなくて、考えていかなくてはならないのかなと思います。 ただリモートのことはお金がないとできないのかなというのがありますので、でも世の中、「配信」とかいうふうに言っていますので、また色々考えていけたら良いなと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。 ほかの市なんかと比べると、鈴鹿市は提供会員の方も結構おみえだなという感じはします。更にそういう講座等を増やして、また（提供会員が）増えていってもらえたらなと思います。 日置委員、そして引き続き井ノ口委員、よろしく願いしたいと思います。

	います。
日置委員	本当に感想で申し訳ないのですがけれども、皆様の御意見を聞いていると、本当にほとんど女性に負担が掛かってきて、悩んでいるのはお母さんとか、そういうイメージ。いつも思っていることではありますけれども、この中で男性がファミリーとして少し手伝ったら、何かもっと違ってくるのではないかなというので、鈴鹿商工会議所の女性部で、「少子化を考える会」とかいうのを立ち上げたばかりなのですがけれども、そんな中で県の方からイクメンというか、育休を取れる会社を、(育休取得に) 協力してもらって会社を増やそうという。県でそういう努力をしてみえるみたいで、そういうことの参加も一つの解決になるのかなと。事業主の地区の会議として申し上げるのは、そういうことの感想を持ちました。 あと、ちょっと教えていただきたいのですが、この運営に関しては、費用はほとんど100%市が負担しているのですか。色んな事業があるのですけれど。それに対する寄附とかは受け付けてみえますか。市の事業としてやってみえて、それに掛かる指導員とか支援員さんとかの運営費用はすべて市が(負担しているのですか)。
事務局(子ども福祉GL)	ファミリー・サポート・センターのですか。
日置委員	それではなくて、色んな事業があって、それに掛かる支援員さんの研修とかそういうのもあるし。人数も足りないと思いますので、そういう運営費用というか、掛かる費用は市が全部(負担しているのですか)。
事務局(子ども福祉GL)	事業内容によっては、国・県の補助金をもらいながら実施している事業もございますし。
日置委員	例えば、色々なところから寄附を受けて、支援員さんを増やすとかそういうことは。そういう窓口はないのですか。
事務局(子ども政策課長)	寄附を受ける窓口というか、市全体として福祉系の寄附を受ける窓口はあるのですが、「その寄附を使って、支援員さんを…」というような事業は今はやっていないです。
日置委員	充実させるために、民間からも何かこう…というような窓口みたいなものはないのですか。
事務局(子ども政策課長)	寄附を受ける窓口はあるのですが、その寄附がこういった事業の支援員を養成するとか、そういったものに充てられているような寄

	附ではないので。
日置委員	すみません。ちょっと全然分からないもので。 ちょっと最後に一つだけ。駒田先生（副会長）が「支援を受ける方を見つけ出す」ということをおっしゃられたと思うのですけれども、すごく困っていても言えない方がほとんどだと思うのですけど。
副会長	ほとんどではないですね。
日置委員	ほとんどではないですか。見つけやすいように、例えば、前に私がやっていたボランティアの団体のところで、大きなベルシティ（イオン鈴鹿）とかああいうところに連絡先のカードをととか、そういう。
副会長	出生届のときも含めて、色んな形での周知はされていますし、子育て支援の方もみえますので。まあ大体、出生のときにどっと（書類を）貰っても、みんな見ていないのですね。だから繰り返し、繰り返し、それをアナウンスしなくてはいけないことは間違いないのですが、そのアナウンスの間隔が空かないようには、保健センターの方も含めて考えていただいていると思うので。更に周知をしていかななくてはいけないし、1年間に1回か2回、駅前で虐待防止のキャンペーンもありますし、かなりしてはいただいているのですが、なかなかすべての方にその情報が届くかどうか分からないので。 ただ一つ言えることは、最近、要支援家庭に関して、医者の方からとかそっちからの通報はかなり減ってきて、一般の方からの通報がかなり増えていますので、その意味ではかなり漏れは少なくなっている。ただし、突然に起こる、死亡に関わる事件は、なかなかこれは防げないなという今までの印象があります。過去の鈴鹿の件もみんなそうですね。じっくりじっくり様子を見ていて起こったというケースは本当に少ないものですから。 そこら辺も含めて、更に情報収集はしていかななくてはならないと思うのですが、そこら辺が難しい所。枠を広げても、難しい所ですね。家で引きこもっている方ばかり集めてきてというのもなかなか難しいですし、向こうからの発信がない以上は、こちらから語り掛けることはできても、それ以上のことはできないというのは、いつも毎回事件ごとに悩むところではありますけれども。ただ鈴鹿はかなり減ってきています。重大事例はないわけではないのですが、かなり減ってきているなと思うのですけれども、見落としが絶対ないわけではない。
日置委員	すみません、ありがとうございます。
会長	井ノ口委員、お願いします。

井ノ口委員	働く立場から言わせていただきますと、先程ありましたように、どうしても午前中のパートに勤めている方とかは、預け先がないとなかなか仕事に出られないというのがありますので、できれば夏休みだけ預かっていただけるような場所があれば、そのようなものを早期につくっていただくことをお願いしたいということと、あとちょっと、別件なのですが、最後のページの「(10) 養育支援訪問事業」で、実績が「862」で、実績の内訳の表が「814」ということで、表の方がどうなのかなということが一つお願いします。
会長	これも恐らく、修正されているかと思うのですが。
事務局（子ども家庭支援課長）	すみません。それは、「734」から「862」に変更していただいたかなと思うのですが、その「734」の内訳の数字がこれできて、「734」ぴったりではないのは、主訴がどうしても一つに絞っているのですけれども、二つある方もおみえになりまして、ちょっとぴったりには合わない数字になっております。
会長	そうすると、最終的にはもう少し変わるということですね。御指摘ありがとうございます。 では、この実施状況についての討議がこれで終了しまして、あと、諸連絡等になるかと思えますけれども、事務局の方、よろしくお願いします。
事務局	それでは、数点、御報告をさせていただきます。 まず、資料2として「令和2年度 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画にかかる各種事業の取組実績及び取組評価」をお配りさせていただいておりますので、後程、そちらの方は御確認いただきますよう、お願いいたします。 次に「新型コロナウイルス感染症に対する対応」につきまして、子ども育成課及び子ども政策課から報告をさせていただきます。
事務局（子ども育成課長）	子ども育成課でございます。それでは、保育所等における新型コロナウイルス感染症に対する対応状況ということで、御報告をさせていただきます。前回の会議でも報告はさせていただいておりますので、それ以降の対応状況になります。 こちらにつきましては、令和3年4月に私立保育園1園におきまして、陽性者が発生したことを受けまして、休園及び登園自粛要請を行っております。こちらについては、昨年度からコロナ禍対応等の取組がございましたので、保護者への啓発文書を配布していたことで、事象の発生後、園から保護者の方々への速やかな連絡という対応がスム

	ーズにいきましたことから、休園の際には保護者の理解を得ることができました。また、園関係者の検査結果が全員陰性であることが確認されたということで、休園から登園自粛要請に切り替えまして、徐々に園の受け入れ態勢を整えながら、通常保育を再開していただいたところでございます。 それから、ワクチン接種の状況ということで触れておりましたので、一つ、こちらの方についても御報告をさせていただきますと、三重県が「余剰ワクチン等の取扱いに関する指針」というものを出しまして、保育所・幼稚園・認定こども園の従事者については優先接種の対象とされているということを受けまして、6月12日・13日に三重県主催で三重大学において行われました集団接種で、市内の公立及び私立の保育所・幼稚園・認定こども園の接種希望者の一部の方については優先接種を受けていただいた状況です。また、同様の集団接種というものが、先週6月26日にも実施され、あとの週末の7月3日にも実施される予定と伺っております。 あと、私立幼稚園や認可外保育施設の方々につきましては、三重県の方から優先接種の案内が直接されておりまして、こちらの接種希望の有無も各園から県へ御報告いただいて、御活用いただけるようになっていると聞いております。 今後の鈴鹿市の集団接種の予定に関する情報というのは現在、持ち合わせていないのですけれども、市内のクリニック等における余剰ワクチンの取扱いにつきましては、市の方の担当課と検討いただいているような状況と伺っております。御報告は以上でございます。
事務局（子ども政策課長）	子ども政策課の方からも、感染症への対応の方を御報告させていただきます。 65歳未満の放課後児童クラブの支援員の方などへのワクチン接種につきましては、6月27日（日）に市内の集団接種会場で90名ほどの方に接種していただきました。短期間の間での急な対応で、支援員の方には多大な御迷惑をお掛けしたと思いますが、御協力ありがとうございました。以上でございます。
事務局	最後に本会議の次の開催予定でございますが、11月頃の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございます。皆さん方の活発な御意見、あるいは建設的な御意見、そして状況報告等、色々とありがとうございました。ちょ

	っと時間が超過してしまいまして、気を揉んでいただいたかと思ひます。御迷惑をお掛けしました。 それではこれを持ちまして、子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。
事務局（子ども政策課長）	田口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日は長時間にわたって、活発な御議論をいただき、ありがとうございました。 これを持ちまして、「第29回子ども・子育て会議」を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。